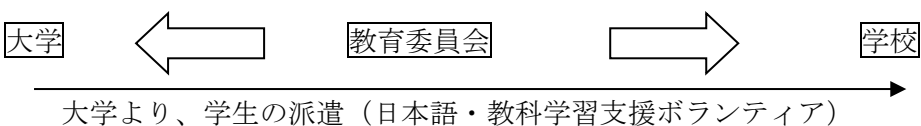


令和 7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 神奈川県秦野市 】
令和 7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) ・研修会の講師依頼 ・学生の派遣依頼 ・担当者会等の参加依頼 ・担当者会、研修会等の通知 ・日本語指導協力者の派遣 ・音声翻訳機の貸出  大学より、学生の派遣（日本語・教科学習支援ボランティア） ●日本語指導担当者連絡会（年1回） （令和7年度）小中学校担当職員18名、大学職員1名、日本語指導協力者5名、教育委員会2名 ●国際理解教育研修会（年2回） （令和7年度）小中学校職員36名、大学職員2名、教育委員会3名 ●支援員（13名）の派遣 ベトナム語1名、スペイン語2名、ポルトガル語2名、中国語1名、タガログ語1名、カンボジア語1名、ラオス語1名、ベンガル語1名、英語1名、韓国語1名、日本語1名
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)・多文化共生教育研究協議会(教育委員会、上智大学短期大学部) 4月:年間の計画の確認。研究成果の報告 ・日本語指導協力者連絡会(教育委員会、小中学校、大学、日本語指導協力者) 4月:本事業の内容説明、「特別の教育課程」による日本語指導、大学生ボランティア派遣 日本語指導協力者訪問予定の日程調整について ・国際理解教育研修会(教育委員会、小中学校、大学) 5月、10月:大学教授による講演、指導実践の情報交換、当事者との意見交換、受入体制について (2)本市には、小学校13校、中学校9校ある。日本語指導協力者のうち、生徒の母語が話せる協力者は、13名(11か国語)、初期日本語指導を行う協力者が1名おり、該当児童・生徒が在籍する小学校10校、中学校8校に派遣した。国際教室は、小学校10校、中学校6校に設置されており、教職員1名の加配がされている。国際教室担当教員として児童生徒への支援だけでなく、校内のコーディネーターとしての役割も担っている。 令和3年度より、他の先進的な地域の取組を参考にしながら、大学との連携による多文化共生研究会を設立し、令和5年度にはプレスクール・プレクラスを試験的に運営し、令和6年度より、本格運営ができるよう支援体制を整えた。 本市の外国人数は増加傾向にあり、園児・児童・生徒の増加も見込まれており、プレスクール・プレクラスを市の拠点として、日本語指導員やコーディネーターを配置し、小中学校との円滑な接続を行っていく。 (3)4月:日本語指導担当者連絡会 「特別の教育課程」の編成と実施について説明 5月:第1回 国際理解教育研修会 「外国からの児童生徒の受入について」「愛知県知立市派遣で経験したことをいかして」

DLAに基づく指導方法を踏まえ、これからの支援方法について意見交換

7月：「特別の教育課程」実施計画書の提出

10月：第2回 国際理解教育研修会

外国からの児童生徒の受入について

文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒のための

「ことばの発達と習得のものさし」について

外国からの児童生徒を学校で受け入れる際の工夫などの意見交換

3月：達成目標の評価 個別の指導計画に対する評価 「特別の教育課程」の実施報告書の提出

(4)・地区の指導主事会議等で、成果について共有した。

・市内の担当者会や研修会等で、効果的な支援方法について各学校に伝達した。

(7)本市では、音声翻訳機を15台導入しており、必要としている幼稚園、小・中学校に貸出を行った。また、大学等で公開している動画教材には、多言語で配信しているものがあり、市内で情報を共有した。

生徒一人ひとりに配付されている学習用端末を活用した支援をおこなった。デジ教科書の活用方法の説明や、翻訳アプリを端末に入れ使用可能とし、小学校5、6年、中学校1、2、3年に導入しているAI学習ドリルアプリを活用し、学習支援に生かした。

(10)日本語の指導を必要とする外国語につながるのがある、日本語習得が不十分な児童・生徒を対象とし、原則として、1人の児童・生徒に対し、1回の指導時間は1～2時間程度を基本として、日本語指導協力者を小中学校に派遣し(日本語指導協力者の勤務時間は、該当する児童・生徒の在籍の有無と支援の程度で異なる。)、来日間もない児童生徒へ初期日本語を教えるなどのプレクラス事業へも協力を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)大学教授による専門的知見や最新の事例について助言を受けることで、日本語指導や多文化共生教育に対する理解が深まり、指導の質向上につながった。また、学校間で児童生徒の実態や支援方法について情報交換を行うことにより各校が抱える課題を共有し、相互に学び合う機会となった。一方で、協議内容を各校の実践に確実に反映させるため、情報共有の方法やフォローアップの在り方について検討が必要である。

(2)国際教室が設置されている学校においては、国際教室担当教員が、設置されていない学校においては、国際教育担当者が校内のコーディネーターとして、児童・生徒の実態に応じた支援が円滑に行われた。課題としては、コーディネーターや担当教員に業務が集中しやすいため、校内全体で支援する体制づくりが必要だと考える。

(3)日本語の指導が必要な児童生徒の指導経過・指導状況を振り返り、現状を把握することを通して、今後のより適切な個別支援に生かすことができた。今後の課題としては、特別の教育課程の運用に関する理解や経験に差があるため、継続的な研修が必要である。

(4)研修会へ国際教室担当者のみならず、管理職や担任、事務職員が参加したことにより、各校内で情報共有が進み、日常の指導や支援に生かされる場面が増えた。課題としては成果を継続的に活用するため、事例の整理や共有方法の工夫が必要である。インクルーシブな視点を持った支援ができるように、研修会の内容も検討していく必要があると感じる。

(7)音声翻訳機の履歴を確認することで、国際教室や学級でどんな会話が行われていたのかをそれぞれの教員が知ることで、児童生徒の支援にいかすことができた。また、保護者との面談の際に活用することで、円滑なコミュニケーションの助けとなった。音声翻訳機や、学習用端末は学校内のWi-Fi環境のある中で使用することができるが、学校外で使用可能な音声翻訳機の台数が不足している。学校内でも使う場所により、Wi-Fiの状況によってはうまく使用できない状況もあった。また、言語によっては、音声で出てこないものもあり、文字の読めない園児に対しては使用することが困難だと感じた。

(10)日本語指導協力者の業務内容は、主に日本語習得のための指導・援助、基本的な生活についての指導

・援助、児童・生徒の(教育)相談、家庭訪問及び面接等における通訳・相談、外国につながるのある児童・生徒のための文書翻訳と学校生活全般に係る支援となっており、児童生徒、保護者のニーズに応じた支援を行うことができた。日本語指導協力者が配置されることで、児童・生徒及び保護者は、学業をはじめ、学校生活を送るうえで必要なことや卒業後の進路等理解を深めることにつながった。また、プレクラスにおける日本語初期指導の協力をしてもらうことで、児童生徒が学校生活に必要な基本的な日本語やルールを理解できるようになった

その一方で限られた予算の中で、支援できる時間が決まっていること、言語によっては協力者が見つからないという課題もある。特に、本市に転入してくる外国籍児童生徒の出身国の傾向も変化してきており、全ての言語に対応できていない現状がある。他市町やあーすぷらざなどの機関と連携をとりながら、情報交換ができるように努めていく。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	3 人 (3園)	143 人 (10校)	75 人 (8 校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		143 人 (10 校)	75 人 (8 校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

乳幼児教育センターとの連携によるプレスクールの実施等

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。